

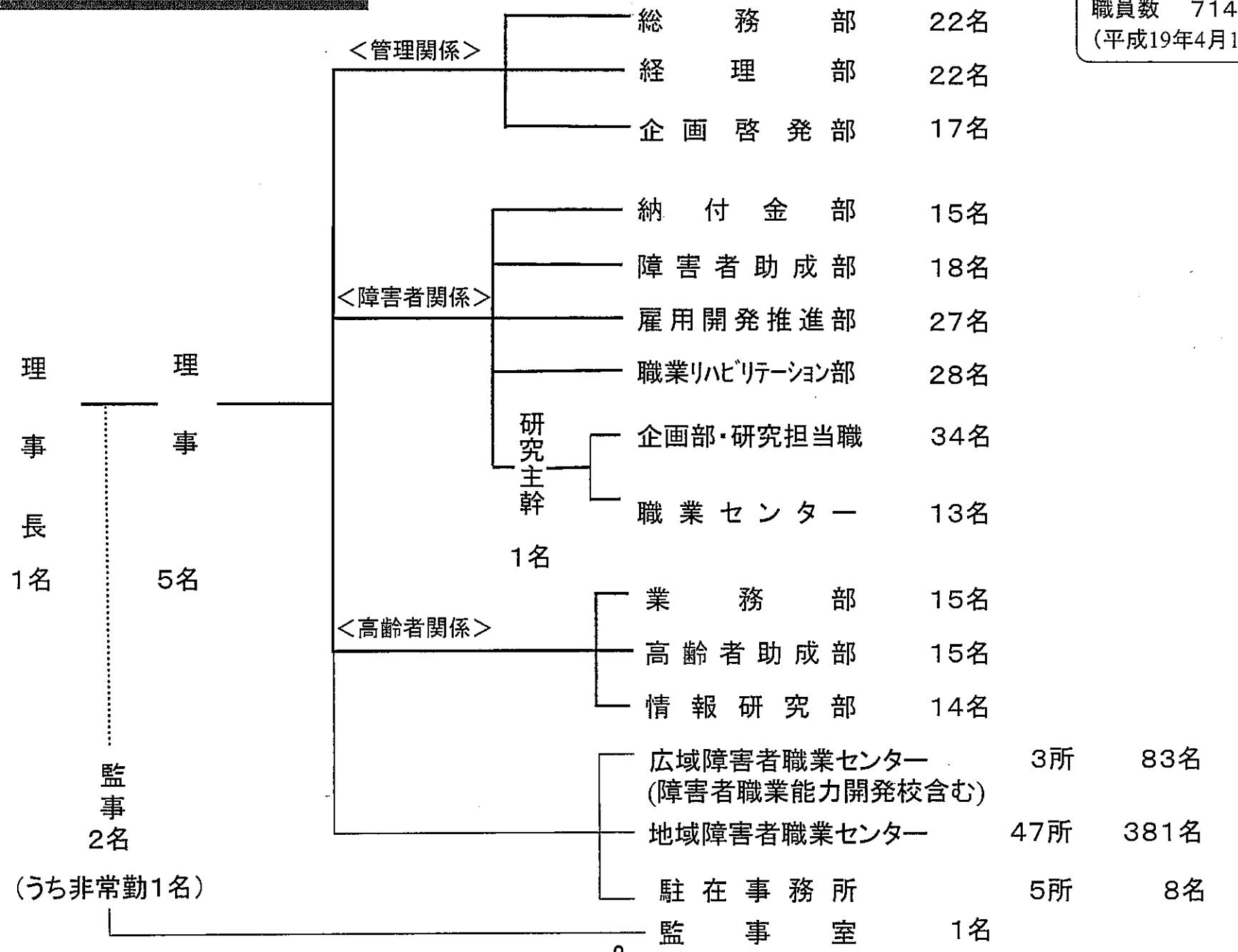
政策評価・独立行政法人評価委員会  
独立行政法人評価分科会ヒアリング  
説明資料

厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部  
平成19年9月7日

## 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の概要

- 1 発 足 平成15年10月1日に日本障害者雇用促進協会より独法化  
((財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を移管)
- 2 規 模 役員 8名(うち非常勤1名) 職員 714名(平成19年4月1日現在)
- 3 所 在 地 東京都港区(主たる事務所)
- 4 組 織 本部(12部、1室)、広域障害者職業センター  
地域障害者職業センター、駐在事務所
- 5 業務概要
- (1) 高齢者の雇用支援に関する業務
    - ① 高齢者雇用に関する給付金の支給業務
    - ② 高齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務
    - ③ 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務
  - (2) 障害者の雇用支援に関する業務
    - ① 障害者職業センターの設置運営業務
    - ② 障害者職業能力開発校の運営業務
    - ③ 納付金関係業務等
  - (3) (1) 及び (2) の業務に附帯する業務

# 組織図



# 高齢・障害者雇用支援機構の組織・業務全般の見直し当初案について

## 1. 高齢者雇用支援業務について

「65歳までの雇用確保措置の完全実施」、「希望者全員を対象とする制度の導入」、「70歳まで働く企業の実現」等の政策課題に対応した業務の重点化を図る。

### (1) 給付金業務の見直し

#### 《見直し当初案》

- 「70歳まで働く企業の実現」等の新たな政策課題に対応した給付金体系への的確な対応  
65歳までの雇用確保措置導入のための給付金から70歳まで働く企業の実現に向けた給付金に、政策的に転換していくことに的確に対応した給付金支給業務の実施
- 業務実施体制の縮小  
給付金体系の転換により事業規模が縮小することに伴い、支給業務の実施体制を縮小

### (2) 事業主等に対する援助業務の重点化

#### 《見直し当初案》

- 再就職支援コンサルタントの廃止  
離職する高齢者の再就職支援に関する事業主への相談援助を実施している再就職支援コンサルタントを廃止
- 高年齢者雇用アドバイザーによる援助業務の重点化  
「小規模企業における65歳までの雇用確保措置の完全実施」、「希望者全員を対象とする制度の導入」、「70歳まで働く企業の実現」等の重点課題に対応するため、高年齢者雇用アドバイザー(注)が、機構の蓄積する専門的ノウハウを事業主に適切に還元  
(注) 社会保険労務士等の民間の専門家を委嘱

## 《見直し当初案》

### ○ 高齢期雇用就業支援コーナー業務の見直し及び市場化テスト導入

高齢期における職業生活設計に関し、中高年齢者に対する支援を行っている高齢期雇用就業支援コーナー業務について、利用者のニーズに対応した業務の見直しを行うとともに、見直し後の業務に応じて市場化テストを導入

## 2. 障害者雇用支援業務について

福祉的就労から一般雇用への移行促進、障害の特性に応じた支援の充実、中小企業における雇用促進等の政策課題に対応した業務の重点化を図る。

### (1) 職業リハビリテーション業務の重点的実施

#### ① 政策課題に対応した職業リハビリテーション業務の実施

##### 《見直し当初案》

###### ○ 地域障害者職業センターにおける支援の充実

- ・ 高度な専門性とノウハウの蓄積を活かした職業リハビリテーション業務の重点的実施  
地域における就労支援の広がりの中で、就労移行支援事業等の支援機関との役割分担を明確にし、精神障害者、発達障害者をはじめとする就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援を重点的に実施
- ・ 福祉、教育等との連携による就労支援を推進するための新たな施策への対応  
現在、厚生労働省において、地域障害者職業センターが「地域において就労支援を担う専門的人材の育成」、「地域の就労支援機関に対する助言援助」に果たす役割について、障害者雇用促進法改正を検討中

機構の業務に係る具体的措置は、制度改正の内容が定まった段階で定めることとする。

###### ○ 医療機関等と連携した業務展開の強化

労災病院(メンタルヘルス分野)との連携によるリワーク・再就職支援

## ② 業務運営の効率化

### 《見直し当初案》

地域障害者職業センターにおいて、高度な専門性とノウハウの蓄積を活かした職業リハビリテーション業務を重点的に実施する一方で、次の事務・事業について「廃止」等の措置を講ずることにより、業務運営を効率化

#### ○ せき髓損傷者職業センターの廃止

せき髓損傷者等に対して職業評価、職業指導等を実施しているせき髓損傷者職業センターについては、その利用状況にかんがみ、廃止

#### ○ 地域障害者職業センターの講習（OA講習）の廃止

高度な専門性とノウハウの蓄積を活かした業務を重点的に実施する観点から、地域センターにおいて実施している講習（OA講習）を廃止

（参考） OA講習：パソコンの基本操作、ワープロ・表計算ソフトの基本操作等の習得のための講習

#### ○ 地域障害者職業センターの管理事務における集約処理方式の導入

地域障害者職業センター（47か所）の管理事務については、各センターごとの事務処理を基本としてきたが、業務運営の効率化を図るため、集約処理方式を導入し、概ね1／4程度のセンターに事務処理を集約化

## (2) 障害者雇用納付金制度の着実な運営

### ① 納付金制度の見直しへの的確な対応

#### 《見直し当初案》

##### ○ 納付金の徴収、調整金の支給等の業務の適正な実施

障害者雇用納付金の徴収並びに調整金、各種助成金等の支給業務について、適正かつ効率的に運営

##### ○ 納付金制度の見直しへの的確な対応

現在、厚生労働省において、「納付金制度の中小企業への適用拡大」、「短時間労働・派遣労働に対する雇用率制度の適用」について、障害者雇用促進法改正を検討中  
制度改正により適用拡大がなされた場合には的確に対応

(参考)

- ・ 障害者の短時間労働(週20時間以上30時間未満)に対する障害者雇用率制度の適用、障害者の派遣労働に対する障害者雇用率制度の適用(障害者を受け入れた派遣先に一定の評価をすること)を検討中
- ・ 中小企業における障害者の雇用促進を図るため、300人以下の規模の中小企業についても、障害者雇用納付金制度の適用対象(納付金を徴収し、調整金を支給する対象)とすることを検討中

### ② 業務運営の効率化

#### 《見直し当初案》

##### ○ 調査業務の集約化

駐在事務所(全国5か所)において実施している納付金申告等に関する事業主に対する調査業務については、  
本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施することとし、駐在事務所を廃止[(3)①参照]

### (3) その他の事業の見直し

#### ① 駐在事務所の廃止及び事業の廃止・集約化

##### 《見直し当初案》

###### ○ 駐在事務所の廃止及び事業の廃止・集約化

駐在事務所(全国5か所)において実施している事業について、次のとおり廃止及び集約化

イ 就労支援機器等の貸出事業及び雇用管理サポート事業(登録された民間の医療、工学等の専門家による事業主援助)について、本部に一元化

ロ 障害者雇用に関する図書の貸出事業について、利用実績が低いことから、廃止

ハ 納付金申告等に関する事業主に対する調査業務について、本部組織として東京と大阪に機能を集約して実施[(2)②再掲]

これらの見直しに伴い、駐在事務所を廃止

#### ② 障害者職業能力開発校の運営

##### 《見直し当初案》

###### ○ 職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた訓練の実施

障害者校の役割分担を踏まえ、職業訓練を行う上できめ細かく専門的な支援を要する障害者に重点を置いた訓練を実施するとともに、訓練内容の充実等により訓練修了後の高い就職実績を維持

#### ③ 障害者技能競技大会

##### 《見直し当初案》

###### ○ 障害者技能競技大会の効率的かつ効果的な運営

国民の障害者の技能に対する理解と認識を一層深めるため、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的ないし雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーションの実施等一層効率的かつ効果的な大会運営

### 3. 委託業務等の効率化について

#### 《見直し当初案》

##### (1) 地方協会への委託費の削減

地方協会への委託事業については、個々の事業の内容を精査して徹底的に効率化を図るとともに、各地方協会を統合した効果を発揮することにより、委託費を大幅に削減

##### (2) 隨意契約の見直し

上記(1)以外の随意契約により実施している業務について、可能な限り一般競争入札、企画競争等への移行を図ることなどにより、より低コストで効率的に業務を実施